

お知らせ

平成30年2月28日九州電力株式会社

川内原子力発電所1号機の特定重大事故等対処施設の 工事計画認可申請書に係る補正書を再提出しました

―「原子炉補助建屋等に設置する設備」に係る申請について記載の適正化等を実施 ―

当社は、川内1号機の特定重大事故等対処施設の原子炉補助建屋等に設置する 配管及び弁類などの設備に係る工事計画認可について、これまでの審査を踏まえ、 記載の適正化等を図り、本日、原子力規制委員会へ補正書を再提出しました。

当社は、今後も、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の 安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

【主な補正内容】

- ○審査内容反映に伴う記載の変更
- ○記載の適正化
- ○誤字の修正

(参考)

- ○特定重大事故等対処施設を法令で定められている期限内に設置するため、工事 計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置 する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。
- ○川内原子力発電所1号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

原子炉補助建屋等に	(申請) H29.5.24
設置する設備	(補正)H29.12.25、H30.1.31、 <u>H30.2.28</u>
新たに設置する	(申請) H29.8.8
建屋等	(補正)H30.2.20
新たに設置する	申請準備中
設備等	

ずっと先まで、明るくしたい。

以上